予算項目	水道事業会計 総係費 委託料
委託番号	委託 第 58 号

設 計 書

課長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和6年度	作成年月日	令和 6年 7月 26日	■ 履行期間	令和 年 月 日	から
委託名	川尻庁舎非常用	発電機保守点検業務委	託	— //复1 J // 971日]	令和 6年12月25日	まで
委託場所	上下水道局川尻	庁舎(川尻みよし町14番				
設計金額	金		契約者			
財源区分		国補・県				

費	用 内 訳	業務概要
	設計額 (円)	作業電源用非常用発電機設置 1式
業務価格		キュービクル盤内清掃 1式
消費税等相当額		非常用発電機オーバーホール 1式
業務委託費		非常用発電機予防保全部品交換 1式
		副務者 (職名)氏名
		主務者(監督員)(職名)氏名

内 訳 書

水道施設維持管理業務委託積算要領

							、
項 目	形	状	数量	単位	単価	金額	描 要 ————————————————————————————————————
作業電源用非常用発電機設置	借り上げ		1. 0	式			① 第1号代価表
キュービクル盤内清掃			1. 0	"			② 第2号代価表
非常用発電機オーバーホール	オイル、クー・ レメント等交	ラント、エ 換	1. 0	"			③ 第3号代価表
非常用発電機予防保全部品交換			1.0	"			④ 第 4 号代価表
直接業務費計							5=1+2+3+4
間接業務費							
業務原価			1. 0	式			
諸経費							
業務委託費計							万円未満切り捨て
消費税相当額			1. 0	式			10%
合 計							

代 価 表

・作業電源用非常用発電機設置借り上げ

第1号代価表

項目	形	状	数量	単位	単 価	金 額	摘	要
作業電源用非常用発電機	20kVA		1. 0	式				
燃料費			1. 0	式				
発電機運搬費			1. 0	式				
仮設ケーブル布設費			1. 0	式				
雑材・消耗品			1. 0	式				
小計								

代 価 表

・キュービクル盤内清掃

第2号代価表

項目	形	状	数量	単位	単 価	金 額	摘	要
キュービクル盤内清掃費			1. 0	式				
雑材・消耗品			1. 0	式				
小計								

代 価 表

・非常用発電機オーバーホール PG230QY-ROSS 第3号代価表 項 目 形 状 数量 単位 単 価 金 額 摘 要 DH-2 10W/30 エンジンオイル 1.0 式 式 オイルエレメント 1. 0 燃料エレメント 2. 0 個 ふそうLLC 式 冷却水 1.0 定期点検整備費 3.0 人 報告書作成含む 廃油処分費 1.0 式 雑材 1.0 式 小 計

代 価 表

 ・非常用発電機予防保全部品交換
 PG230QY-ROSS
 第4号代価表

 - また
 - また

項目	形	状	数量	単位	単 価	金 額	摘	要
オイルプライミングポンプ			1. 0	式				
スペースヒーター			1. 0	式				
ケーブル			1. 0	式				
サーモススタット			1. 0	式				
DC/DC電源装置			1. 0	式				
試験調整費			1. 0	式				
雑材			1. 0	式				
小計								

川尻庁舎非常用発電機保守点検 業務委託

特記仕様書

令和6年度

秋田市上下水道局

第1章 総 則

第1条(適用)

この仕様書は、秋田市上下水道局(以下「当局」という。)の「川尻庁舎非常用発電機保守点検業務委託」に適用する。

本仕様書に定めのない事項は、「配水管工事標準仕様書(秋田市上下水道局)」「電気設備工事標準仕様書(一社)公共建築協会)」「電気設備工事施工管理指針(一社)公共建築協会)」などで定めるものとし、その他は監督員と打ち合わせにより決定する。

第2条(目的)

この非常用発電機保守点検業務委託(以下「業務」という。)は、川尻庁舎電気設備の性能維持を図るため、当該機器の保守点検調整を行い、あわせて劣化および摩耗等について技術的評価を行うものである。

第3条(法定の遵守)

- (1)受託者は、業務に当たり関連する法令、条例、規則等(以下「関係法令」という。)を遵守すること。
- (2)受託者は、資格等(資格、検定、認定等)を必要とする作業は、当該資格等を有するものに行わせるものとする。

第4条(基本事項)

- (1)この業務は、契約書および特記仕様書に基づいて行うこと。
- (2)特記仕様書に明示されていない事項であっても業務の性格上、当然必要なものは点検すること。

第5条(用語の定義項)

- (1)「保守」とは機器の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替、注油、汚れ等の除去、部品調整等の軽微な作業をいう。
- (2)「点検」とは機器の機能および劣化の状態を調べることを言い、機器の機能に異常又は劣化がある場合は必要により対応措置を判断することを含む。
- (3)「調整」とは機器の状態を指定された性能、仕様等に適用するように整えることをいう。
- (4)「技術的評価」とは機器の劣化や摩耗等について状況を評価し、機器の性

能維持に必要な措置や機器の寿命等を判断することをいう。

第6条(提出書類)

受託者は、指定する期日までに次の書類を当局に提出する。

ただし、業務内容により監督員が別途、他の書類の提出を求める場合もある。 業務計画書の様式は、「配水管工事標準仕様要領集(秋田市上下水道局・最 新版による)」の施工計画書作成要領に準じるものとする。

湜	出	書	類	 筧	表	

提出書類	提出期日	部 数
業務計画書 (選任届・緊急連絡体制含む)	契約後5日以内に	1
業務報告書	完了後速やかに	1
業務写真	完了後速やかに	1
業務完了	完了後速やかに	1
請求書	完了後速やかに	1

第7条(安全管理)

- (1)受託者は、業務にあたり関係法令を遵守し、労働災害、公衆災害等の防止 に必要な措置を講じ、常に安全管理に努める。
- (2)受託者は、業務にあたり高所、地下、道路上その他、特に危険が予想される箇所では事故防止に努める。

第8条(作業時間)

業務の作業時間は当局の指示に従うこと。

ただし、時間外作業を行う場合は事前に当局の承認を得るものとする。

第9条(保守点検用工具)

保守点検用工具および作業用消耗品は、原則として受託者が持参したものを使用する。

なお、測定計器については検定、校正確認済みのものを使用すること。

第10条(工程等の打合せ)

受託者は、当局および自家用電気工作物保守点検業務受託者である(一財)東北電気保安協会秋田事業本部と工程等について事前に打合せをすること。

第2章 保守点検業務

第11条(委託業務の内容)

本業務の内容は、下記について実施するものとする。

- (1) 自家用電気工作物年次点検作業時の電源として可搬式の発電機を作業前日までにあらかじめ指示した箇所に設置する。その際、発電機の周りにバリケードなど設置すること。
- (2)作業当日、停電作業開始までに電話交換機(3階書庫)および電力監視サーバ(3階中会議室)に仮設用電源を設置して商用から発電機電源につなぎ替える。また、宿日直室(1階)に、仮設電源および仮設照明を設置して商用から発電機電源へつなぎ替える。停電作業終了後は速やかに商用電源へつなぎ替える。
- (3) PAS開放および非常用発電機を停止後、検電により確実に停電となっていることを確認したのち、接地、放電してからキュービクル内の点検および清掃作業を実施する。
- (4) 非常用発電機 (三菱電機製 PG230QY) の精密点検および消耗品、 定期交換部品を交換する。
- (5) 点検作業終了後、速やかに仮設電源の撤去をする。仮設資機材(ケーブルなど)は所定の箇所へ保管をすること。
- (6) その他、必要と思われる業務。

第12条(消耗材料)

業務に必要な消耗材料等は受託者の負担とする。

第13条 (発生品の処分)

業務等で発生した部品材料等は受託者の責任により処分しなければならない。

第14条(事故および機器の不具合)

業務時および終了後、受託者の責任に帰する事故および機器の不具合については、受託者の責任と負担により速やかに処置し、監督員の確認を得る。

ただし、責任の所在が明確でない場合は、その都度監督員と受託者との協議のうえ決定する。

以上



